

登別市企業研修型ワーケーション構築事業業務委託仕様書

1 業務名

登別市企業研修型ワーケーション構築事業業務

2 履行期間

契約締結日から令和5年2月20日（月）

3 背景及び目的

本市では、アフターコロナを見据え、関係人口の創出及び二地域居住を推進するため、ワーケーションを推進している。本業務では、令和3年度に策定した「登別市ワーケーション推進ビジョン」に基づき、登別オリジナルの企業研修型ワーケーションスタイルを構築することを目的とし、研修プログラムの企画・運営や受入環境整備を進める。また、本事業と日本工学院北海道専門学校サテライトオフィス「en」への企業誘致の取組を連動させ、関係人口や定住人口の増加、市内経済の活性化に繋げていく。

4 委託業務の内容

(1) 企業研修型ワーケーションの企画・運営事業

本市の特徴に適した企業研修型ワーケーションについて、企画運営全般を行うこと。

また、本市の特徴を活かしたワーケーションスタイルを検討し、提案すること。

(2) カルルス地区の宿泊施設のICT環境整備事業

日本工学院北海道専門学校サテライトオフィス「en」に加え、企業研修型ワーケーションのフィールドとして想定する登別市カルルス地区の宿泊施設のICT環境を整備すること。

(3) (仮) 登別市オープンイノベーション会議運営事業

登別市や日本工学院北海道専門学校、その他関係団体で構成する(仮)登別市オープンイノベーション会議の運営を担うこと。

5 企画提案を求める内容

(1) 企業研修型ワーケーションの企画・運営事業

以下の要件を満たす、企業研修型ワーケーションの内容について提案すること。

ア 実施時期・回数

契約期間中に4回程度実施することとし、可能な限り冬期間にも1回以上実施すること。

イ 実施場所

日本工学院北海道専門学校サテライトオフィス「en」及び登別市内

ウ 研修の期間

4泊5日から5泊6日の滞在型研修とすること。

なお、宿泊は登別市カルルス地区の宿泊施設を基本としますが、参加企業の希望や空室の状況等に応じて、柔軟に対応して構いません。

エ 研修の内容

企業ニーズが高い、次の項目を習得できる内容とすること。

- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）とデザイン思考を学ぶことができるもの
- ・ダイバーシティ&インクルージョンを実感できるもの
- ・登別市の地域課題解決に繋がるもの

オ 招聘する企業の条件

企業の所在地は問わないが、事業趣旨を理解し、共感する企業であること。

カ 招聘する企業数

合計20社程度。なお企画提案の時点では、具体的な企業名の記載は不要ですが、可能な限り業種など具体的な提案に努めること。

キ 留意事項

- (ア) 招聘する企業には、旅費の一部、若しくは全ての負担を求めること。
- (イ) 研修には日本工学院北海道専門学校の教員や学生、地元企業関係者にも参加を求めること。
- (ウ) 令和5年度以降も、本市において企業研修型ワーケーションが継続されるような創意工夫を図ること。
- (エ) 研修内容は、カルルス地区の活性化及び本市の地域課題の解決に繋がるような内容を提案すること。なお、カルルス地区の活性化に関する研修は必須とする。
- (オ) 旅行業法など関連法規に抵触しないように細心の注意を払い、参加企業の旅行に関する予約先、手配先の案内等に努めること。

(2) 登別市カルルス地区宿泊施設ICT環境整備事業

カルルス地区の宿泊施設と協議を行い、企業研修型ワーケーションを実施するために必要なICT環境の整備を行うこと。

ア 整備内容に関する企画提案

カルルス地区において、企業研修型ワーケーションを実施するために必要となるICT環境の全体像や理想のワーケーション環境を整備するために必要となる設備等について提案すること。

なお、具体的な整備内容は、契約締結後にカルルス地区の宿泊施設と協議し決めること。

イ 対象施設

- (ア) 湯元オロフレ荘
- (イ) 森の湯山静館
- (ウ) 鈴木旅館

ウ 留意事項

本事業によって取得した物品等については、環境整備を行った施設において「取得財産管理台帳」を整備し、管理状況を明らかにすること。なお、いずれの財産も国が定める財産の処分制限期間を経過したものについてはこの限りではない。

(3) (仮) 登別市オープンイノベーション会議運営事業

登別市や日本工学院北海道専門学校が中心となり設立する(仮)登別市オープンイノベーション会議の運営及び庶務全般に関する業務を担うこと。なお、会議内容の設定や議事の進行については、登別市や日本工学院北海道専門学校で組織する事務局で行うものとする。

ア 会議運営事業に関する企画提案

デジタル田園都市国家構想推進交付金の(別紙1)デジタル実装TYPE1実施計画の記載内容に沿って、企業研修型ワーケーションを実効的、継続的に推進するための体制づくりに関することや、日本工学院北海道専門学校を核としたデジタル田園都市の創造に関することについて提案すること。

イ 会議の開催数

会議は事業終了までに6回程度の開催を想定する。

6 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令及び計画に準拠して実施すること。

7 受託者の義務

(1) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行すること。

(2) 受託者は、本業務の実施にあたり、委託者と詳細な協議を行い、委託者の承認後に業務を遂行すること。

なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足すること。

8 工程管理

受託者は、業務スケジュールを作成して適正な工程管理を行い、委託者の求めに応じて、業務の進捗状況を随時報告すること。

9 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。

10 秘密の遵守

受託者は、個人情報保護法を遵守するとともに、業務に関して委託者から示された資料・情報及び本業務の遂行を通じて取得した資料・情報を本市の許可なく漏洩しないこと。

11 契約不適合

受託者は、本業務終了後であっても、成果品に契約不適合が発見された場合は、受託者の負担で修正を行うこと。

12 業務の完了及び検査

受託者は、業務完了後、速やかに委託業務実施報告書その他委託者が指示するものを提出し、委託者の検査を受けること。

13 打ち合わせの実施

業務着手・完了時及び業務履行中必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。

14 成果品

本件業務委託終了時に、次の成果物等を整備して提出すること。

- (1) 委託業務実施報告書（任意様式）のデータを保存したDVD等 1部
- (2) その他委託者が指示するもの

15 成果品の2次利用

本業務による成果品の著作権は、委託者に帰属するものとする。

また、委託者は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用するほか、関係機関への提供など2次的な利用を可能とする。

16 連絡先

〒059-0012 北海道登別市中央町4丁目11番地

登別市観光経済部観光振興グループ 煤孫（すすまご）、田中

TEL : 0143-83-5301

FAX : 0143-83-5302

E-Mail : spa@city.noboribetsu.lg.jp